

# 会 議 録

(嬉野市審議会等の公開に関する要綱第9条関係)

	所管課	水道課
会議名 (審議会等名)	嬉野市水道審議会	
開催日時	令和元年10月30日(水) 13:30~15:00	
開催場所	嬉野市役所 3階 3-1会議室	
会議の公開の可否	㊦ ・ 不可 ・ 一部不可	傍聴者数 0人
公開不可・一部不可 の場合はその理由		
出席者	委員	中島憲郎委員、江口幸一郎委員、吉富弘孝委員、小野えみ委員、中島まさよ委員、下田順子委員、森俊彦委員、中山克彦委員、江口文男委員、田中操委員 …10名
	事務局	副市長 建設部長、水道課長、水道課副課長、水道課職員3名
	その他	
会議の議題	別紙のとおり	
配布資料	(1) 平成30年度嬉野市水道事業会計決算について (2) 消費税増税後の水道料金について (3) 佐賀西部広域水道事業統合について (4) その他	
審議等の内容	別紙のとおり	

# 審 議 等 の 内 容

(嬉野市審議会等の公開に関する要綱第9条関係)

		所管課	水道課
議 題	(1) 平成30年度嬉野市水道事業会計決算について		
内 容	事務局より、平成30年度嬉野市水道事業会計決算について説明を行った。		
審議経過	委員	貸借対照表について、それぞれの未収金の内容は。	
	事務局	未収金のうち、営業未収金は水道料金の未収金で、営業外未収金は平成30年度の加入金や補助金の未収金、その他未収金は工事負担金の未収金である。	
	委員	水道料金の未収金は単年度分か。	
	事務局	過年度と現年度を合わせて計上している。	
	委員	かなり昔の水道未収金もあるのか。なぜか。	
	事務局	分納を約束している方で、昔の分が残っていたりする。	
	委員	どんな方法で水道料金の回収をしているのか。	
	事務局	2人の収納嘱託員に料金徴収を委託している。水道使用者と分納の約束をしたり徴収に行ってもらったりしているが、約束しても支払ってもらえないこともあるので、そういうときは停水している。	
	委員	水道未収金の過年度と現年度の割合を知りたい。	
	事務局	過年度合計が770万円程度、現年度が980万円程度。	
委員	平成30年度の停水件数はどれくらいか。		

	<p>事務局</p> <p>委員</p> <p>事務局</p> <p>委員</p> <p>事務局</p> <p>委員</p> <p>事務局</p>	<p>嬉野地区が25件、塩田地区が21件で合計46件、停水した。</p> <p>停水件数は以前から変わらず、このくらいなのか。また、未収金が5000万円あって、収入が6億円くらいで、収入の8パーセント程度は未収ということになるが、これが今後も続いていくのか。</p> <p>停水件数について、ここ2～3年は40件から50件で推移している。使用者と相談をして分納してもらうよう、力を入れていきたい。</p> <p>未収金について、合計5000万円程度あるうちの3000万円くらいは嬉野市の一般会計からの補助金等のため、5月や6月に収入される。実際の水道料金の未収は800万円程度である。</p> <p>決算報告書の収入、特別利益について、当初予算額は290万円だが、決算額は1300万円となっているのはなぜか。</p> <p>平成30年度の決算を作成している中で、過年度の除却資産の補助金分を収益化していなかったことが判明したため、特別利益として計上している。固定資産を取り壊したとき、減価償却した分の補助金分は収益として戻し入れをしないとイケなかった。本来であれば除却した年度で計上しないとイケないが、今回決算を作成している中で判明したため、特別利益に計上している。</p> <p>有収率83%と書かれているが、県内の平均はどれくらいか。以前は90%ほどあったと思うが。嬉野市は漏水するような古い管が多いので、有収率を上げる方向でやっていただきたい。</p> <p>手元に資料がないため、平均については分からない。嬉野市は県内でも有収率が低い市なので、統合後も早急に対応してもらうよう企業団のほうに話している。</p>
その他		

議 題	(2) 消費税増税後の水道料金について	
内 容	事務局より、消費税増税後の水道料金について説明を行った。	
審議経過		質疑なし
その他		

議 題	(3) 佐賀西部広域水道事業統合について	
内 容	事務局より、佐賀西部広域水道事業統合について説明を行なった。	
審議経過	委員	<p>統合について、市民が一番関心をもつのは料金関係だと思う。段階的に料金を是正し、15年後に統一すると書いてあるが、嬉野市としての見通しはどのようになっているか。</p>
	事務局	<p>統合をしない場合、令和2年度から料金の改定をしないといけない状況だが、統合することで現在の料金を令和4年度まで続けられる。その後、段階的に是正し、料金が統一される予定である。</p>
	委員	<p>極端な値上がりはしないということか。</p>
	事務局	<p>はい。</p>
	委員	<p>統合した場合には、全体的に料金が上がるということか。</p>
	事務局	<p>統合しても料金は上がる。ただ、統合しない場合と比べて料金の上がり幅が違ってくる。</p>
	委員	<p>検針が2ヶ月に1回になるということで、漏水のリスクが増えると思う。市民のなかには水道メーターを見たことがない人もいるだろうから、どういう状態が漏水なのか、市民に対してお知らせをしてほしい。</p>
	事務局	<p>広報などで市民の方へ周知を行なっていく。</p>
	委員	<p>嬉野市として検針するのは2月までということか。</p>
	事務局	<p>検針は3月まで行う。令和2年5月に、3月分と4月使用分の請求を行なう。</p>
	委員	<p>工事の手数料について、大幅に上がっている理由は何か。</p>

	事務局	<p>現在、設計審査手数料を1000円、竣工検査手数料を工事費の3%いただいている。これまでは工事費が決定してから手数料を計算していたので、納入が遅くなったり年度をまたいで支払われたりする事例があった。統合後は一律の料金にすることで、申請書を受け付けるときに納入してもらうことが可能となる。大幅に上がっているということはない。</p>
	委員	<p>嬉野営業所になれば、水道課の職員でなく佐賀西部水道企業団の職員になるのか。</p>
	事務局	<p>嬉野市の職員として、営業所に派遣されることになる。</p>
	委員	<p>水道施設の管理等は現在、管工事組合に委託をされているが統合後はどうなるのか。また、給水装置工事について、市外の業者でもできるのか。</p>
	事務局	<p>水道施設の管理等について、今年度から令和3年度までの契約を管工事組合としている。浄水場には特殊な機械等があり、ノウハウがないと運転管理ができないため、今後も管工事組合と契約をしていきたいことを企業団へ伝えている。企業団のほうも同じように考えている。</p> <p>給水装置工事について、市外の業者でも指定登録していればできる。工事業者について問い合わせがあれば管工事組合を紹介していきたい。</p>
	委員	<p>本管工事業務等についてはどうなるのか。</p>
	事務局	<p>本庁のほうで設計、発注を行なう。本管漏水の場合、初動は嬉野営業所で、その後の体制については今後も協議をしていく。</p>
	委員	<p>本管工事は地元の業者優先になるのか。</p>
	事務局	<p>管工事組合に頼むことになる予定。</p>
その他		

議 題	(4) その他	
内 容	事務局より、佐賀西部広域水道企業団へ統合するまでのスケジュールについて説明を行った。	
審議経過		質疑なし
その他		